

米国 529 プラン拡大の背景と教育資金税制優遇の意義

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. 2012 年 7 月 11 日に公表された、国家戦略会議がまとめた「日本再生戦略」（原案）の金融戦略において、「教育資金を通じた世代間の資産移転促進策の在り方の検討、所要の施策の検討、実施」が明記され、教育資金に対する税制優遇措置が注目を集めている。
2. OECD 統計で高等教育費の負担状況を比較すると、米国は日本同様に私費負担が重い国の一つであるが、その米国では家計による将来の高等教育資金作りを支援する制度として「529 プラン」がある。オバマ大統領自身も二人の娘のために利用するこの制度は近年、急速に普及が進んでいる。本稿では、529 プランの概要や拡大の背景、税制優遇の意義を紹介する。
3. 529 プランは、投資信託全般の利用者よりも比較的若い子育て世代を中心に利用されている。ただし、年齢や所得に制限がないことや、様々な税制優遇措置が付されていることは、このプランを次世代への資産移転を考えるシニア世代にとっても魅力的なものとしている。529 プランは、米国のファイナンシャルアドバイザーからは家計の高等教育資金作りのための有力手段と見なされており、また金融機関からも顧客層拡大ツールとして注目を集めている。
4. そもそも米国では、高等教育資金作りに対する家計側のニーズは強い。大学授業料は過去 10 年間で公立が 2.0 倍・私立が 1.6 倍と、消費者物価を大きく上回る値上がりが続いているからである。また、家計側では教育ローンの利用という選択肢もあるとはいえ、厳しい労働市場下で卒業後のローン返済難が話題になることも多く、一方で教育支出は他の支出に比べて必要となる時期や金額があらかじめ見積もりやすいことから、事前に高等教育支出に備えることの重要性が改めて注目されているという背景もある。
5. わが国のおかれている状況は、米国と共通する点も多い。米国 529 プランはわが国にとっても示唆に富む制度ではないだろうか。

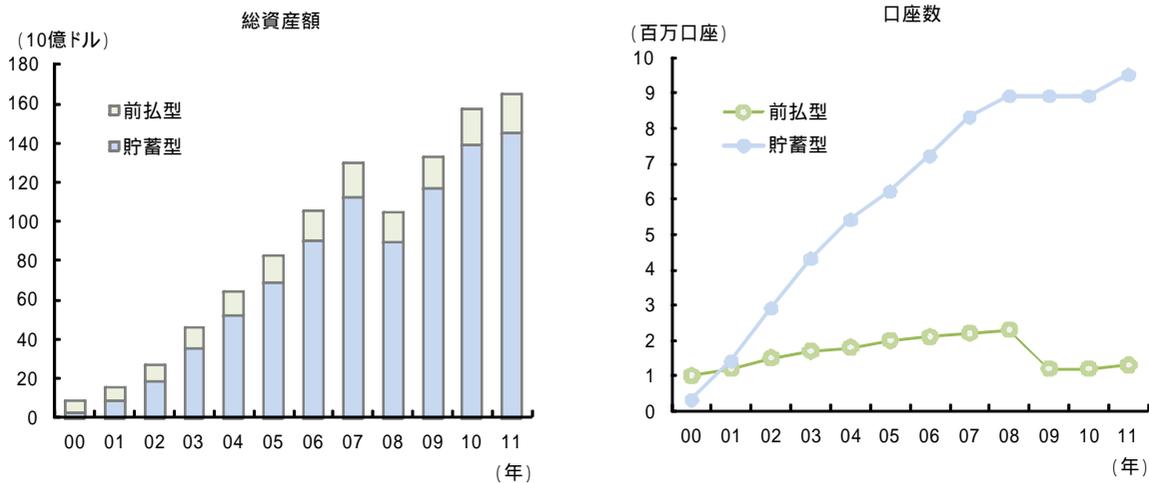
529 プランとは

529 プランとは、税制上の優遇措置が付与された、家計向けの高等教育資金形成制度である。内国歳入法 529 条によって認可され、州政府や州機関、教育機関が支援する制度であり、各州政府がその導入を個別に決めるが、現在では全ての州とワシントン D.C. で導入されている。親や祖父母等が資金を拠出し、子や孫の将来の高等教育資金に備えるために利用されることが多く、所得や年齢に制限がないため広く利用されている制度である。

529 プランは、1988 年にミシガン州で導入された。連邦政府による制度整備は 1996 年の小企業雇用保護法（Small Business Job Protection Act of 1996）からである¹。2001 年の経済成長及び減税調整法（Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001）により、引出に対する連邦所得税が免除されたことから普及が進んだが、2010 年までの時限措置とされていた。現在の恒久的な税制優遇措置が整えられたのは、2006 年の年金保護法（Pension Protection Act of 2006）からである。

そのため 529 プランは、特に今世紀に入ってから普及が進んでいる、比較的新しい制度である。その資産額は過去 10 年間で 6.2 倍へと増加しており、足下でも資産額や口座数は共に増加が続いている（図表 1）。2011 年末時点では、資産額は 1649 億ドル、口座数は 1080 万口座である。

図表 1 529 プランの資産額と口座数の推移



（出所）ICI より野村資本市場研究所作成

（注）一人の受益者が 2 つ以上の口座を持つ場合もあり、05 年以降は可能な限り受益者数を示している。また、09 年以降はデータの収集方法が異なるため必ずしも連続しない。

（出所）ICI より野村資本市場研究所作成

¹ 運用益の課税繰延（運用益非課税・引出時課税）が認められた。

529 プランの種類

529 プランには「貯蓄型」と「前払型」の二種類がある（図表 2）。529 プラン導入の経緯を遡ると、「前払型」が原型であり 2001 年まではその資産額の方が多かったが、現在では「貯蓄型」の資産額が 9 割を占め、529 プランの主流となっている。

「貯蓄型」とは、親や祖父母等が加入者となり、子や孫などの受益者のために資金を拠出し、金融機関が提供する運用商品の中から投資先を選択し、資金を運用する制度である。運用益は非課税となるが、その優遇措置が認められるためには、口座から引き出した資金が受益者の大学授業料や寮費等あらかじめ定められた適格な用途に用いられる必要がある。この貯蓄型は現在、ほぼ全ての州²とワシントン D.C. で提供されている。

「前払型」とは、親や祖父母等が加入者となり、子や孫などの受益者のために今日の水準の大学授業料相当額の資金を、将来の授業料としてあらかじめ拠出する制度である。仮に、授業料がその後値上がりしても、将来の授業料は納付済みとして扱われる。州政府が保証し、利用条件を州居住者とする場合が多く、対象外の大学へ進学する場合には、州立大学授業料相当額を受け取り、進学先の大学授業料に充当できることが多い³。前払型は現在 11 州で提供されている。2002 年には 17 州で提供されていたが、学費上昇に見合う運用見通しが立たないなどの理由で、中止や条件変更する州が増えたという経緯がある。

図表 2 529 プラン：前払型と貯蓄型の比較

	前払型	貯蓄型
費用効果	対象校の授業料を今日価格で前払いできる。	授業料を予め固定する効果はない。
用途	高等教育機関の授業料とそれに係る手数料、寮費オプションを付けられる / 超過分をその他適格費用に使える / 全ての適格教育費用を網羅するプランもある。	高等教育機関の授業料、寮費、手数料、教科書代、指定必要備品代。
拠出	受益者年齢や支払済みの学費年数に応じて、一括または積立で拠出する。	口座への拠出上限が20万ドル以上のプランが多い。
州政府の関与	州政府による保証・支援が付されることが多い。	州政府による保証はない。ほとんどの投資商品が市場リスクの対象となる。元本割れのおそれがある。
受益者の条件	受益者の年齢・学齢制限があることもある。	年齢制限なし。
加入者の条件	ほとんどの州プランは加入時点で加入者または受益者が州居住者であることを要件とする。	居住条件なし。ただし州外居住者はファイナンシャルアドバイザーやブローカーを通さないと加入できないプランもある。
加入時期	加入時期が限定されている。	いつでも加入できる。

（出所）FINRA "Smart Saving for College- Better Buy Degrees" より野村資本市場研究所作成

² ワシントン州を除く。

³ 私立大学の連合が提供するプランもある。

529 プランの仕組み

現在、529 プランの中心となっている「貯蓄型」の仕組みは、図表 3 に示した通りである。以下では 資金拠出、 資金運用、 資金引出の各段階における概要を述べる。

1. 資金拠出

529 プランは、所得や年齢の制限がなく、誰でも利用することができる制度である。口座を開設する際には、加入者本人の情報に加えて、受益者を特定しておく必要がある。口座の所有者や管理者は、加入者である。

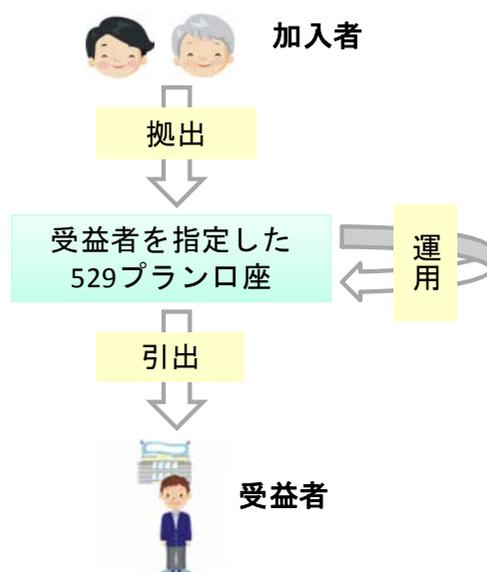
受益者を途中で変更することもできる。仮に当初の受益者が口座資金を使わない場合には、他の親族や加入者自身へ変更して利用することができる。

529 プラン資産を、別の受益者⁴の 529 プラン口座へ非課税で移管することもできる。また、同じ受益者の別の 529 プラン口座へ非課税で移管することもできるが、移管は 12 ヶ月に 1 回しか認められていない。

一人の受益者に対する拠出額には上限が設けられている。州によって異なるものの、上限を 20 万ドル以上とするプランが多い。ただし、一人の受益者について別の口座を他州で開設することができるため、加入者にとって実質的な上限はきわめて高くなっている。

一方、最低拠出額については、初回を 250 ドル・二回目以降を 50 ドル以上とするプランが多い。ただし、給与天引きや銀行口座からの自動引き落としにする場合には、最低拠出額は更に低くできることも多い。

図表 3 529 プランの仕組み



(出所) 野村資本市場研究所作成

⁴ 親族（配偶者、子、孫、甥・姪、従兄弟・従姉妹）に限る。

2. 資金運用

529 プランでは、資金を運用するために多くの選択肢が金融機関によって用意されている。投資信託や ETF のポートフォリオ商品が中心であり、受益者の年齢に応じたポートフォリオ商品（受益者が小さいうちはリスク・リターンが高い株式投信が中心で、大学進学期が近づくと自動的に債券投信を中心とする保守的なものに切り替わる商品）が多く提供されている。また、目的やリスク許容度、運用期間などに応じて、保守的・中庸・積極的に分類された商品も多く提供されている。金利が平均大学授業料に連動するような商品が提供されている州もある。

商品のスイッチングは、年 1 回認められている。受益者を変更する場合にも、商品のスイッチングは可能である。

3. 資金引出

529 プランの資金を引き出すには、加入者が運営管理業者に申請を行う。口座から引き出した資金は、受益者の国内の高等教育機関での適格教育費に使わなくてはならない⁵。適格教育費としては、高等教育機関の授業料、寮費、手数料、教科書代、指定必要備品代が対象であり、内国歳入庁（IRS）があらかじめその項目を定めている。

529 プランを利用するメリットとデメリット

1. メリット

529 プランに付された様々な税制優遇措置は、利用者にとって制度の魅力を高めている。529 プランでの運用益は、引き出された資金が適格教育費に使われる限り、連邦税は非課税となる。また、529 プランでの投資損失を課税所得から除くことも可能である。

贈与税・遺産税についても優遇措置がある。贈与税の年間控除枠は受贈者一人当たり 1.3 万ドル（夫婦合算申告の場合は、2.6 万ドル）であるが、529 プランへの拠出については 5 年分の控除枠に相当する 6.5 万ドル（同、13 万ドル）まで非課税で拠出でき、計画的に資産を殖やすことができる。遺産税については、529 プランへ拠出済みの資金は課税対象資産から外される。そのため、529 プランは加入者にとって、その資産を管理し万一必要な場合には引き出す権利を保持しながらも、遺産税の課税対象外資産として扱うことができるという点で、相続プランニングでの利用価値も高いと見られている。

州の税制優遇措置については州ごとに異なるが、多くの州では 529 プランの拠出金を課税所得から除くことができ、運用益は非課税とする措置をとっている。奨学金やマッチング拠出を付与する州もある。ただし、529 プランを提供している州の居住者である等の条

⁵ 海外の教育機関も対象となる場合がある。

件が付されることも多い⁶。

2. デメリット

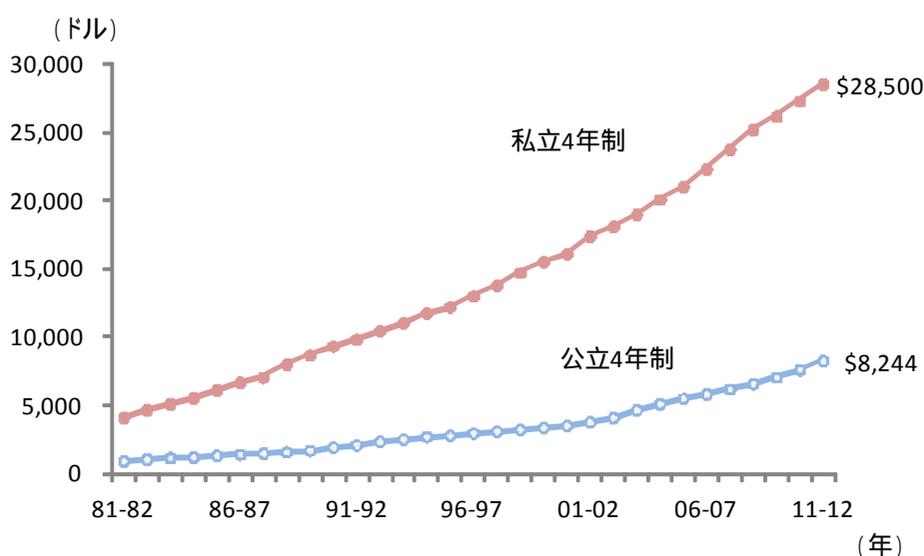
一方、デメリットについては、資金の用途が制約され、適格教育費以外に用いる場合には通常を上回る課税がなされることである。仮に 529 プランから引き出した資金を、高等教育費以外に充てる場合には、通常通り課税されることに加えて、10%のペナルティ課税（連邦税）を課されることになる。ただし、受益者が奨学金を得たり、障害や死亡した場合には、課税は免除される。また、当初指定した受益者が進学しないなど資金を必要としない場合には、他の親族や加入者自身へ受益者を変更することができ、税制上の優遇措置もそのまま受けることができる。

なお、2006 年から 529 プラン資産の扱いが変更され、（受益者ではなく）加入者の資産として扱われることになった。そのため現在では、受益者の学生援助受給審査において不利な影響を及ぼさないようになっている。

終わりに

529 プランは、投資信託全般の利用者よりも比較的若い子育て世代を中心に利用されている。ただし、年齢や所得に制限がないことや、運用・贈与・相続において税制優遇措置が付されていることは、このプランを子育て世代だけではなく、次世代への資産移転を考

図表 4 米国の大学授業料の推移



（出所）CollegeBoard "Trends in College Pricing 2011" より野村資本市場研究所作成

⁶ FINRA によると、34 州と D.C.では、529 プランを提供している州の居住者であれば、拠出金を課税所得から除くことができる。アリゾナ、カンザス、メイン、ミズーリ、ペンシルバニアの 5 州では、プラン提供州にかかわらず拠出金を所得から除くことができる。課税所得から除くことができる拠出金額は州によって異なる。

えるシニア世代にとっても魅力的なものとしている。529 プランは、米国のファイナンシャルアドバイザーからは家計の高等教育資金作りのための有力手段と見なされており、また金融機関からも富裕層を含めた顧客層拡大ツールとして注目を集めている。

そもそも米国では、高等教育資金作りに対する家計側からのニーズは強い。大学授業料は過去 10 年間で公立が 2.0 倍・私立が 1.6 倍へ上昇しており（図表 4）、消費者物価を大きく上回る値上がりが続いているからである。また、家計側では教育ローンの利用という選択肢もあるとはいえ、厳しい労働市場下で卒業後のローン返済難が話題になることも多く、一方で教育支出は他の支出に比べて必要となる時期や金額があらかじめ見積もりやすいことから、事前に高等教育支出に備えることの重要性が改めて注目されているという背景もある。

わが国のおかれている状況は、米国と共通する点も多い。米国 529 プランはわが国にとっても示唆に富む制度ではないだろうか。